

アリストテレスの理想國家論について

原 隨 園

一

「アリストテレスほど廣い汎圀にわたつて作品を出した人で、しかも彼ほど一面的にしか知られてゐない作者はなす」(Jac. Bernays, *Die Dialoge des Aristoteles.*)

まことにベルナイスの言ふ如くである。彼は科學の全面に渡つて關心をよせて居り、その廣いといふことが、彼の理解を一面的にした所以である。しかし彼の倫理學、政治學に對する功獻については、今は殆んど研究しつくされてゐるといつてよい。そしてこの方面の研究にも實證的な傾向をもつてゐるといふことが、特長の一つと考へられるのであるが、その所謂「政治學」について、その研究態度を檢討してみようと考へるのである。アリストテレスはプラ

アリストテレスの理想國家論について

トンの理想國家論を批評して、例へば彼の思想は非凡で獨創的ではあるが、すべてに對して完璧を期することは難かしうとか (Pol. 1265a. 10—12) 或は彼が國家を一樣なものと考へてゐるが、(Pol. 1263b. 30) 實は本來多元的なものであるから (Pol. 1261a. 18) この點におつて、プラトンの態度は、その出發點が誤つてゐるといふべきだと評してゐる。アリストテレスは結局、プラトンの考へが餘りに觀念的であることに對して憚ないものを感じてゐる。そして自分自身の研究はもつとポジティブな根據に立たんとしてゐるらしい。たしかにアリストテレスがプラトンから區別さるべき重要なモメントがここにある。それにも拘らず、自分が今考へるところでは、それらプラトンに向けられた批評がそのままアリストテレス自身に向つて加へらるべき

ではないかと思ふ。その點を少し考へてみたい。

アリストテレスは、その政治學の七・八兩卷に理想國家を説き、その四一六卷に現實の歴史的國家からの教訓と、その病弊と及びその治療法とを説いてゐる。全篇が所謂政治學といふよりも、むしろ理想國家論とみなさるべきなのであるが、しかも一般にはプラトンの理想國家論とちがつて單なる理想國家論ではなく、國家學政治學の最初の書物と思はれてゐる。それはプラトンよりも實證的なものが存するからであり、現實の國家諸形態から歸納的に原理をひき出したと考へられるからである。

政治學が人間のあるべき公生活に向つての反省であるのに對して、彼の倫理學は、人間の私人としてあるべき道についての反省である。この二つは表裏をなして人間生活のあるべき姿を説いたのであるが、更にアリストテレスは、人間に關して、個人と社會人との兩面を包括した、一つの廣い科學を樹立しようとして果たさなかつたのである。

人間についての深い反省は、ギリシヤ哲學の特長的な點であるが、そしてその人間が常にポリス生活との關聯にお

いて考へられて來たのであるが、周知のやうにソブヒステスにおいては、漸くポリス生活から離して、人間そのものへの反省に向つてきたといつてよい。ソクラテス的人間反省は、このソブヒステス的人間考察を再びポリス的人間として考へようと企てたものであつた。

アリストテレスが、公人としての人間と、私生活における人間とを區別して考へ、その統合のうちに眞の人間をつかまんとしたといふことは、人間探求の歴史の上に注目すべき展開をみせたものであつて、その研究の方向においては異論のないところである。さうした方向をとつたことは結局、人間の眞のある姿に立脚し、あるべき姿を究明しようとしたためであつて、彼のねらひは、あくまでも實證的たらんとしたところにあつたといつてよい。

プラトンはその理想國を論ずるに當つて、周知のやうに先づポリティアをとき次いで法律篇をものして、純粹の理想國から一段現實にさがつて實現の可能な理想國を描いた。けれども依然としてそれはウトピアであり、現實から

遠いものであつた。例へば現實の社會人を以てしては、所詮、理想國家の實現は望まれない、次の世代を荷ふべき青少年に期待をかけるのであるが、その青少年を現實の社會人から隔離することにおいて目的を達成しようとする如き考へ方は、あまりにも非現實的であり、現實の歴史的なることを無視したものといはなければならぬ。社會の改革は飽くまでも改造であつて新しい村を曠野に建設するやうなものではありえない。この點からいへば、プラトンの理想國家論は、いはゞ無から有を出現させんとしたものとすべきであり、又、觀念を以て現實から生活を遮斷せんとしたものとすべきである。

アリストテレスは、プラトンの法律篇より更に一步ふみこんで現實に近づかうとした。

「理想をつくりあげるに、吾々の欲するところを想定してもかまはないが、(實現の)不可能なものはさげなければならぬ」(Politica 1366a 17) とか

「吾々は多くの純粹に想定された状態を豫想しなければ

ならないが、然し、(實現するに)不可能なものはいけなく」(Pol. 1325 b 38)

といつてゐるのをみると、彼が理想國を考へるに際しては現實の生活からみて、不可能なものは絶対に之をさげようとしたことがわかる。彼が正義を説き、倫理を説くのは、全く現實に即して、それをよりよきものに一步でも近づけようとしたからであつて、單に正義とは何ぞやといふ分析をしようとしたものではなかつた。

アリストテレスはかくて理想國を考へるに當つて、極力實現しうる可能性を考慮し、その結果現實を制度の上から検討しはじめた。

「先人は立法の問題を検討せずに残した。だから恐らく吾々自ら之を研究するがよいのであらう。人間の性格についての哲學を全力を以て完成するためには、一般に憲法の問題を研究するが好い。そこで第一に先人がよく調べてゐるものは之を再検討する。それから吾々の集めた制度に照らして、如何なる影響が國を亡ぼしたか、特別な種類の制度を保つたか、また亡ぼしたか。よく治め惡

く支配したのは何に起因するかを調べるべきだ。即ちそれが最上のものたるには、かゝる研究をした時により詳細に考へうるであらう。又それが最上のものたるには、如何なる制度が最善であるか、如何に秩序たてらるべきか、如何なる法、如何なる慣習が行はるべきか、吾々は「その考察をはじめよう」(Ethica Nic. 1181b 13—23)

此のやうに彼が現實の制度の得失を検討した上で、理想國を考察したことは、確かに實證的態度であつたといひうる。現實に行はれてゐる諸制度が、現實生活の上に組み立てられてゐるからである。そして成立した諸制度が、逆に現實の生活を規定してゆくといふこともありうるからである。

アリストテレスは、しかし、諸制度が生活を規定するといふ面のみ注目して、諸制度が實に生活の上に建てられるものであるといふ本質をみなかつた。従つて諸制度が生活の實體に即しなくなれば、生活の實體の上に諸制度が改正されなければならぬといふことを忘れてゐた。結局、現實の生活と制度との關係を充分に把握してゐなかつたので

はないか。

彼が理想國を考へねばならなかつたことは、現實の諸制度が生活をよりよくするものでないと考へたからである。

少くともプラトンのやうに觀念的でなく、實際的なものとして理想國を考へようとしたことは、現實の諸制度にあき足りなかつたからである。それは既に現在の諸制度が生活の實際の桎梏となりつゝあつたからではないか。従つて理想國を實現させるためには、制度の面から在來のものを考へるよりも、先づ現實の生活を考へて、それに妥當する制度を考へることが先決問題であつた筈である。

少くとも在來の諸制度を考へるにしても、それが如何なる生活地盤に根を下ろしてゐたかといふことから出發すべきであつた。生活と制度との有機的な相關々係からとりあげるべきであつた。そして彼が理想國を建設しなければならぬことが、生活の實際からみて在來の制度の存続しえない點に由來することを考ふべきではなかつたか。かくしてこそはじめて諸國の制度を検討するの意味が明らかにされたであらう。

けれども彼の制度の歴史的考察は、たゞ單に出來上つた制度の得失といふ點に重點がおかれてゐた。彼は國家の興亡を單に制度の結果としてだけ眺めて居た。そこで制度が生活から規定されるといふ面が考へられてゐないといふことにもなり、制度が生活から遊離して、結局抽象化されざるをえなくなるのである。今また理想國を説くについて制度を重視するのではあるが、抽象化された制度をとりあげるのであつて、制度といふ、いはゞ上から與へられたる枠をとほして窺かうとしてゐたといふことになつた。

勿論、彼が倫理學において人倫のあるべき姿を説いてゐることは、當時の人倫の紊れたる實際に就いて深く慮るところがあつたからでもあらう。そして人倫と政治との關係を考へてゐることは、確かに卓見とみらるべきである。けれども人倫といふこともやはり同様に現實の生活に即して且つそれから生れたものとして説かれなくてはならないのであるから、あくまでも生活の中から生れ出づる人倫として考へなければならなかつた。

彼は道徳が實踐によつて養はるべきことを説いてゐる。

ethos 慣習といふ字から ethos 道徳といふ字が出てゐると説明したのは (Magna Moralia 1185b 38—1185b 2) 實踐をはなれて人倫のないといふことを示さんとしてゐるのである。けれども、それでもなほ實踐から人倫が生れ、實踐によつて人倫が鍛へられると考へてゐるのも、實は人倫として與へらるべき規範が豫定されてゐてその實踐によつて善良な美風を作らんとするのであつて、人間生活が自から慣習となり、そこから人倫の規範が生れ出づべきものとは考へてゐなかつたものゝ如くである。道徳の根源を慣習に置いてゐるとしても、慣習そのものが生活自體から生れることを説かない。そこにアリストテレスの實證主義の致命的缺陷が伏在してゐる。生活の舞臺であるポリスにおける生活の實相をどのやうなものとしてゐたのであるかが吟味されなければならぬ。

二

アリストテレスは一體ポリスをどのやうにあるべしと考へたのであるか。

「ボリスは相互に相犯すことを防止し、交換のために、たてられた共同の地域をもつところの單なる社會ではな
 S J (Pol. 1280b 31—32)

とすひ、單なる地域協同體とみてゐない。ボリスには人間生活にもつと根柢的なボリスの目的がなければならぬとするのである。國家の目的は善き生活にあり幸福なる生活にあると考へてゐる。

「國家とは完全な自給自足の生活のために、平安な生活を營む、家族及び氏族の社會である」(Pol. 1280b 33—

35)

ボリスは地域協同體であると同時に血族團體であり、更に緊密な經濟生活體であるべきことを主張する。經濟生活といつても自給自足を本旨とするボリスであるから、それが完全なボリスであるためには、生活必需品の供給が圓滑でなければならぬことは勿論であるが、(Pol. 1325b 37) さらに理想をいへば、あらゆるものを自給しうる事が完全なボリスとしての資格でなければならぬ (Pol. 1326b 27) といふことになる。だから

「より優れた國では、外界からの物の供給はより少なくより劣つた國では、より多くが必要である」(Pol. 1331b 42—1332a 2)

といふことになる。それは論理的には當然のことではあるが、このやうな所謂完全な自足體制をとることは、一般的に言つても、また當時のギリシアとしても、實現の困難なことはいふまでもない。結局觀念の上でのボリスにすぎない。實證的であらうとする彼が觀念の世界に向つて現實から足を浮かせてゐることがしられる。

アリストテレスは、國家の存在に不可缺のものとして、食糧、技術、武力、收入、宗教、相互の利益と正義とを決定することの六つをあげ、それに相應する身分として、農民、工人、兵士、富者、司祭、官吏の六つを考へてゐる。(Po. 1328b 5—14)

これも制度のあるべき型としては勿論異議のないところであるが、實際問題としては、何等自給的理想國家の運営につき實際の積極策がとられてはゐない。例へば國家に收入が必要だといふのであるが、それを富者から徴收し獻

金せしめることを考へてゐる。食糧にしても、日常の物資の生産にしても、少しも實際問題としての企劃を示さうとしてゐない。國家が動かぬものならば兎に角、動く國家に呼應すべき何等の發展性をもたぬ計畫である。

國家の發展について積極的に考へないからボリスの地域的な限度を考へたり、人口の制限を考へ出すといふ消極的なものとならざるをえない。プラトンでもさうであるが、(Nomoi, 737E ; Politeia, 493A) アリストテレスも、人口の多しことは自給を困難にするから好ましくないといい (ol. 1336a 25 ; 1336b 3-4) 更に人口の制限を主張して捨子、墮胎をさへ許容せんとするのである (Pol. 1335b 20-25)。このやうに人口の自然増加に制肘を加へるほかに、人爲的な増加たる移住問題をも論じてゐる。政治犯とか職人なども移住するが最も多いのは商人である。商人の來往は「良き政府の害となる」 (Pol. 1327a 15) と説いてゐることは、他にも理由があるが、人口の人爲的增加といふ點からも彼の理想國家としては拒絶せざるをえない點であつたのである。此のやうな消極性はいづれも現實の生活

から理想國を考へないためであり、既成のボリス觀念のなかに籠城せんとするからである。

自給經濟を原則としても土地の貧弱なギリシヤとしては實際には食糧についてもその實行は不可能であつた。その限りにおいて穀物は輸入に仰がなければならぬから、見返り物資の生産と貿易が必至である。かく貿易が必至である限りは、國際的交渉も亦た必然である。プラトンが對外政策を十分考へてゐないのに比べると、アリストテレスはまだ國際關係について考へてゐる方である。即ち孤立的な「良き政府」は別として、その他の國で「武備を設けねばならぬ」としてゐる (1335a 5-7)。之はプラトンより一見進んでゐるやうにも見える。これはデモステネスやプヒリッポスなどの活躍した國際情勢の現實について想起せられた觀念ではあるが、實際問題としてボリスの孤立的存在が許されな一面である。このやうに國際關係をとりあげるにしても、戰鬪的な面からとりあげて、平和的な促進に重きをおいてゐない。これも彼が現實の生活から理想國を考へようとしなかつたために他ならない。食糧問題だけ

でも孤立しえないことを考へないし、また何故に國際的戰爭が起らざるをえなかつたかといふ現實を考へてゐない。

だからアリストテレスは、國際問題をとりあげたとしてもその本質から吟味してゐなかつたといはねばならない。

アリストテレスは、

「個人の目的と國家の目的とは同一であるから、最上の人間の目的と、最上の國家の目的とは、同一でなければならぬ」(Pol. 1334a 11)

と言つて居る。また、

「如何なる生がすべての人々にとつて望ましいかについて、吾々は先づ第一に定めなければならぬ。それからその同じ生が社會にとつても個人にとつても、一番望ましいか、それともちがふかを定めなければならぬ」

(Pol. 1323a 19—22)

とも言つてゐる。

このやうに個人のあり方と國家のあり方とを全く一致せしめてゐる。

「個人にとつても、社會としての國家にとつても、最善

の生活は徳の生活である。徳が善行をなすに十分な資財が與へられるならば。」(Pol. 1323b 40—24a 1)

ともいひ、また

「よき政府に關心をもつものは、國における徳と不徳とを考慮すべきである。國が眞に國と稱さるべきであるならば、徳をたゞ名ばかりにとどめないで、徳といふことが國の關心事でなければならぬことが推論される。この目的をもたなければ、社會は單なる結合になつてしまふ

」(Pol. 1280b 5—7)

ともいつてゐるやうに、個人におけると同様に、國家の在り方は道徳的であることが要望されるのである。かくて道徳的に純潔な人間は、市民として義務をはたす忠實な市民であり、有能な政治家となり、現實に對處しうる立派な立法家となりうる。かくして自他ともに幸福な生活を享受しうるかと考へてゐる。(Eth.Nic. X.c.9.)

このやうな考へ方はアリストテレスの根本的な方向であるが(W. Oncken, Die Staatslehre des Aristoteles. I S. 164)

この點はプラトーンに於いても同様であり。(Jaeger, Aristot-

telus 5, 289) ひろくいつて、古代ギリシア人共通の考へ方であつたといつてよい。例へばヘロドトスにみえるパロス人の話 (Hdt. V. c. 39) の如きはそれであつて、或るパロス人がミレトスの内訌を静めるために招かれた時に、彼はミレトスの如をよく視察して、手入れのよく行き届いた畑の持主を招いてミレトスの市政を委ねたといはれてゐる。個人的に有徳なる人間が、直ちに又政治家としても有能な人だと認めたからであつて同一方向の考へ方である。

封建制の時代に、身分による人倫が定められたり、或は市民社會において、市民の道徳が強調されるやうに、一定の社會秩序を保つための道徳が考へられるといふことは、極めて當然のことである。またいつの時代においても、政治家がすぐれて高い徳性を身にそなへるといふことは望ましいのみならずむしろさうあるべきである。

しかし今問題となつてゐる頃に、國家と徳、政治と徳といふことが論せられるのは、政治家が有徳者であるべしといふ問題と、國家乃至政治のあり方が道徳的であるべしとする問題とがまだ截然區別されてゐなかつたのであつて、

ここに古代的性格があつたといふべきである。そして國家が道徳的存在としてあるべきだといふ點が強調されてゐることは、むしろそれだけ國家の存在が市民の日常の具體的な生活と深く結びあつてゐるといふ面が、軽く見すごされてゐたと考へられる。これが現實から思想の遊離してゆく禍根が伏在する。

この古代的性格ともいふべきものは氏族制國家を脱却したアテナイにおいて、大官さへもなほ抽籤によつて選任しようとした時代であつたことを思ふならば、決して不思議とは思はれない。また直接民主政治の行はれたやうな、小規模のポリスの國家の現實を思ふときに、是れまた怪しむべきではない。そして家から氏族、部族、國家へと血族的な面において統一的構造を考へるアリストテレスは

「政治學は最高の技術である」(Eth. Nic. 1094a 27; cf.

Pol. 1282b 17)

といひ、その政治技術がどの方面に施されるかといへば、「政治學の目的は最上の目的たるべきであり、従つて政治學が最も苦心するところは、市民に特定の性格を與へ

んとするにある。即ち市民を善にし、尊貴なる行爲をな
しうるやうにするにある」(Eth. Nic. 1099b 30—32)
といつてゐる。現實の生活の改善よりも、血族としての市
民が、道徳的に完成されることを最高の目標とするのであ
つた。

國家も家も同一線上にあるのであつて、たとひ倫理學が
個人の徳について考へ、國家學が國家の善について考へる
ものであるとしても (Pol. 1324a 19—20) それは量の差で
あつてその究極の目的に變りはない。すなはちその目的は
等しく倫理的である。だから「倫理學が最初の善とか徳と
かの概念を規定するのに對して、政治學は倫理學の規定を
「法」とするにある。即ち倫理學に對して政治學が道徳的
善のうちから國家的な正義をつくらんとするもの」(Oudem-
en, op. cit. I, S. 167) としふだけの差違しかないのでは
ある。國家が個人と等しく倫理的存在たる性格をもつべきこ
とは至當であるとしても、同様にまた個人と等しく生活體
でなければならぬ。そして個人の生活と國家の生活との
量と質との差が、個人の徳と國家の徳との間に差となつて

あらはれ、個人とちがつた性質を帯ぶべきであるにも拘ら
ず、このことについては大して注意されてゐないのであ
る。このことはアリストテレスが個人の理想的生を説くに
及んで破綻を生ずるにいたるのである。(本篇六参照)

三

ソクラテス以來、ギリシヤでは幸福を生活目標とすべき
ことを説くのが極めて普通の状態となつてゐた。アリスト
テレスも亦幸福なる生活は如何にしてえらるべきかを論じ
てゐるが、彼は幸福なる生活は徳の實踐にあると考へてゐ
る。

「幸福は徳の實現、行使にある。それは條件つきのもの
ではなく絶對的である」。(Pol. 1322a 9—10)
それにもかゝらず、一般にはこのことが考へられてゐな
いといつてゐる。

或は

「國家は平等者の社會であり、國家の目的は可能なる最
上の生活を營むにある。幸福は最大の善であるから、即

ちそれは徳の實現、行使にある」(Pol. 1328a 37—39)

などといつてゐるのも同様の倫理的な立場に立つもので、倫理と政治との本質的な異同の有無を考へないのである。

またアリストテレスによれば國家の憲法といふものはその國家の生活のあり方を示すのである (Pol. 1295a 40)

といつてゐるが、生活の倫理性を究極におこうとするからここにも、徳、不徳といふことが、國家にとつて重要な課題とされてゐるが従つてまた、憲法は國民の本然の徳性に呼應するものであると彼はいふのである (Pol. 1287b 37—39a 33)。だから徳の實踐といふことを除いてそれ以外には、國家のあり方をよくする方法はない。彼の立場からいへば此の點は全く無理のないところであるが、現實に即した生活の實體について國家は考へなければならなかつたのである。

またかゝる立場にあるから、彼の理想國家論の大部分に市民の教育を説く所以も諒解されるのである (Pol. 1331b 1—1332a 20)。しかし生活と道徳、政治と倫理との關係は全く表面的に論過してゐる。

アリストテレスの理想國家論について

ところで徳とは何であるか。

「徳は一面天賦であつて、それは一種の衝動であり、理性とかけはなれたものである。……また習慣 *ethos* と意圖 *Proairesis* とによる徳がある。それは理性を伴ふものであつてそれが引き續いて起る如きものは完全に稱揚されるべきものである」(Magna Moralia 1197b 37—1198a 2) といつてゐる。その意味は、衝動的な、理性とはなれたる徳は、徳にして徳ではない。理性的であり、それが習慣づけられたる徳にして、はじめて眞の徳と考へられるのである。即ちそれが合理的であり、實踐によつて習慣づけられることを要求してゐるのである。

「人間を善且つ有徳ならしめるものは三つある。曰く、天賦 (*Physis*) 慣習 (*ethos*) 理性 (*Logos*)」(Pol. 1332a 33—40)

と。これも同じ精神である。

現實の生活に對處するに最も適切な判斷を以てし、それが習慣となつて生活の中にとけこむところに徳の意義が發

揚されるのである。

國家についても同様である。

「國家における徳と善とは偶然のことではなく、知識 (episteme) と意圖 (Proairesis) との結果である」(Pol. 1332a 33—33)

と云つてゐるのは、ここでも現實の諸情勢に對する、正しい合理的判斷と、實踐に向つての理想と熱意との必要を示したものと云ふべきであらう。

このやうにして實踐されたものの集積として慣習は成立する。慣習の母體として生活があるべきだといふことはアリストテレスの十分に自覺してゐた筈である。

「法は慣習法を除いては服従を命ずる力はない。そして慣習は永い時間によらねばならぬ」(Pol. 1269a 20—23) といつてゐるやうに、生活それ自體の永い集積が社會の慣習となり、それが人倫としての規定となり、またそのみが強制する力をもつと考へてゐるのである。法といひ人倫といひ、結局、生活それ自體から發するのであり、逆に法や人倫から生活を規定すべきでないことは、彼もよく知つ

てゐた筈である。

「成文化された法が不變でないことがよい。それは他の技術と同じやうに、政治學においても、あらゆる細部まで規定することは不可能である。なぜならそれは普遍的に表現することが必要であるのに、實踐は個々の特殊に關するからである。故に或る法がときとき變更されることとの然るべき所以が明かである。」(Pol. 1269a 8—14)

このやうに成文法それ自體も、時とともに變移すべきことを認めてゐるのである。法が時とともに變更しなければならぬといふことは、いふまでもなく制度の地盤となるべき生活それ自身が變化するからである。だから既に成文化が變革されなければならない状態になつたとすれば、新たに構想さるべき制度は、先づ變化した生活の實體を直視して對策を考へなければならぬ筈である。さういう生活の實體がどうあるべきかを説かないで、よりよき制度を考へるといふことは不可能である筈ではないか。

スパルタの制度は、當時多くの人々からは理想的なものとして考へられてゐた。アリストテレスもその一人である

が、それについても、

「實際現在においては、スパルタ人は最早や支配力をはもつてゐないから、彼等は幸福でもなく、その立法者もよくはない。たとひ彼等がその法を持續し、その遵法を妨げるものはないとしても、彼等がその善き生活を失つたといふことは笑ふべきことである」(Pol. Treat. 281-282)

といつてゐる。スパルタ人が昔ながらの善法を守つてゐても、幸福な生活が失はれてゐたのである。それは結局スパルタ人の生活が變化してしまつてゐたからである。さういふ關係とその事實とを知りながら、アリストテレスは立法者の市民を教育する仕方がよくないから幸福なる生活が失はれると考へてゐる。本来の順からいへば、生活を改善することに努めることによつて立法者は新しい法を定むべきだと主張するのが彼の理論にかなふはずであつた。彼は結局、法が既にあり、生活が法に伴はなくなつたところにスパルタの不幸が忍びこんできたといふ、根本を見のがしてゐる。アリストテレスの考へ方は、むしろ主客顛倒であ

る。幸福なる生活は古い法に従ふやうに市民を教育することではなくて、新しい生活を幸福ならしめるやうに立法者が法を改めるところにある。少くともアリストテレスは、さういふ時期のあることを考へなければならなかつた。

それについて想ひ出されることは、七月王國史をかいただ・ブレの言葉である。即ち社會の内部に存在する或は存在すべき權力を主張せんとするならば、そこに二つの權力をみるであらう。一つは平常のもの、他は非常のものである。一は憲法的なるもの、他は立憲的なるものであるといふのである。それは、生活が著しく變更しない限りは、定められたる一定の憲法が生活の準則となるのであり、生活が異常な變化をとげた時には、既成の法規は最早や準則とはなしがたいといふのである。しかし後の場合においても決して無軌道に脱逸すべきではなく、在來の法規を成立せしめた根本精神に立脚して行動すべく、従つて、たとひ地盤となるべき生活が如何に激しく變化するにしても、根本となるべき立憲的な指導精神は變らないといふ意味である。まことに味ふべき言葉であると思はれる。

翻つてアリストテレスが人間を善且つ有徳ならしめるために天賦の性情と慣習との他に理性をあげてゐることも、また國家における徳と善とを以て知識と意圖との結果であると説いてゐることも、決して意味のないことではない。徳を合理的知識的のものとして考へてゐるのだから當然のことではあるが、それだけにとゞまらず、生活の現實を正しく判断する聰明さ、之に従つて合理的に行爲することの正しさを説いてゐるとすればそこに意味がある。

政治に洞察力、判断力の必要なことはいふまでもない。富と教養と身分とが三位一體であつた古代において、かゝる貴族の政治の行はれたことは、彼等の教養が政治を正しくあらしめたのであつた。然るに國家も「平等者より成る社會」と考へられたアリストテレスの時代において、所謂「平等者」の著るしき缺陷として目立つたことは知性の貧困であつた。貧富の別ちなく平等に政治に關係するやうになつた市民たちの多くは、貧しいといふことのために總じて教養への餘裕をもたなくなつた結果であつた。この知性の貧困によつて政治が理想を失ひ、國家の現實を適確に

判断する力、國家の將來を慮る洞察力を缺いた。しかも平等者として市民が議會に有力な發言をしてゐたために、都市國家の政治は全く日和見的となり、朝令暮改の有様であつた。デモステネスのオリントス演説やブエリッポス彈劾演説をみても明らかであり、またデモステネスの政敵たるアイスクヒネスの使節論をみても明らかに知られるのである。いはゞ識者一般の論調によれば、すべて國民の間に政治的知性の貧困なることを示してゐたのである。ペリクレス時代に、市民一般が政治に理解力をもつて居り、「無知なるがために勇敢ではなく、臆病なるがために熟慮するのでもなく、適確な行爲をなさんがために先づ考へるのだ」といはれたことと對比するならば、ポリス崩壞期において、どれほど政治的知性が國民に缺如してゐたかが知られやうと思ふ。プラトンが哲學者の支配を説いたのも、アリストテレスが知性を強調したことも、このギリシア歴史的現實からいへば、極めて至當なことなのである。

四

このやうな知性の貧困はどこに胚胎するかといふに、アリストテレスによると、結局、農工商を営むものが市民として進出して来たところにあると考へてゐる。従つて、之等の身分のものを市民とすべきでないと結論されてゐる。先づ工匠についていへば

「往古は工匠 *Danansos* は、國によつては、奴隸か又は客民 *Xenios* であつた。そのために彼等の多數は現今でもやうである。最もよきポリスにおいては工匠を市民とはしないであらう。もし工匠ですら市民となるものならば、今迄のべて来た市民の徳は總べての市民に屬するとはいへれない。(市民の徳は)たと強制された仕事から解放された自由な人のみ限られる」(Pol. 1278a 6—11)

と。奴隸とか客民といふものは、完全な人間と考へられてゐない。これはギリシヤ的な偏見ではあるが、その由來するところは結局彼等には自由がなかつたために、自ら教養において缺くところがあつたからである。實生活の上で彼等の功績が不可欠のものである限りは、彼等に社會的地

位の出来てくるのは避け難いのであり、彼等に社會的地位を與へてそれにふさはしい教養を附與することが出来れば決して市民としての徳をもちえぬわけではない。それに對してアリストテレスは飽くまでも彼等工匠の市民たることを認めようとしなかつたのである。

「強制される業務としては個人に仕へるは奴隸であり、それと同じ關係で國家に仕へるものは工匠と日傭労働者である」(Pol. 1278a 12—13)

といつてゐるやうに、工匠は奴隸と同じにみてゐるのである。

このやうに生活の現實から工匠の社會的な進出があつたといふことに眼をおほふて、工匠を律しようとした。固定した在來の考へ方を以て新しい眼前の生活を整理しようとしたことは、甚だしい誤りであつた。

農民についてもほど同様であつた。工匠とともに「徳の工作者」*demonstron tes aretes*でない階級としての農民は國政には何等關與しないものとされてゐる (Pol. 1329a 20—22)

「土地耕作者として最も好いのは、理想をいへば、奴隷である。それは總ての同部族人や元氣ある *hymnoisios* 人物からとられるのではない。情熱のない人間はその仕事に一層適してゐるし、革命も起さないから。次善のものとしては、同じやうな性質の外國人たる居留民である」(Pol. 1330a 25—30)

と云つてゐるやうに、農業そのものも、自由人たる農民よりもむしろ不自由民の手に委ねやうとさへしてゐるのである。國民の生活必需品の製作を不自由民の手に委せさらうといふのであるから、積極的な生活の改善といふことは豫想されない。アリストテレスの理想國がどんな性格をもつかといふことの一一般が知られやう。

しかし氏族制國家以來、土地を地盤とした生活をして來たのであり、定著農耕者となつてから政治が組織化されたのであるから、農民が國家の中堅としての功績は無視することは出來ない。

「大抵の國の昔の法は、すべて國民を農民たらしめるに都合よく出來てゐた」(Pol. 1319a 6—7)

といつてゐるやうに、實際問題として、農民なくしては國家は存立しえなかつたのである。従つてアリストテレスも農民については、工匠ほどに激しく政治的無能力者であるとは説いてゐない。

「農民の階級や適當な財産をもつてゐる階級が國政を支配するときは、法律に従つて政治が行はれる」(Pol. 1292b 25—27)

といつてゐる。恒産ある農民の手による政治が、法律に従つて行はれる民主政治となるといふのであるから、農民を極端に度外視してゐるものではないことがわかる。

農民に依存してゐる生活であり、農民の參政を全面的に否定しようといふのではない。教養のない民衆によつては政治の運営が理想的に行はれないとするアリストテレスはたゞ農民が、餘裕のない大衆と化してゐた現状から、かゝる農民の手に政治を任せえなかつたのである。もつと自由な、昔のやうに教養をもちうるだけの餘裕を與へようと思れば、農耕の勞役から人々を解放しなければならぬといふのが、彼の意圖するところであつた。

之に反して商人については相當手厳しい論調である。

「市民は工匠としての又は商人としての生を送つてはならない。なぜならかゝる生活は恥づべきものであり徳にとつて有害であるから」(Pol. 1328b 39—41)

と云ひ、全くプラトーンと同じ考へ方である(Nomoi XI. 9 19C—E)

「(農民)以外の者の生活は汚濁であるから、(農民を中心とする民主政治に)劣る。多數の工匠、商人及び日傭労働者の参加するやうな仕事には徳の要素がないから。」

(Pol. 1319a 26—28)

といつてゐる。そしてまたテバイでは商業をやめてから十年間は官職に就くことが出来ぬ法律があつたといふことを二度もあげてゐる(Pol. 1278a 25—27; 1331a 29)。

このやうに商業を蔑視することは、農業を主なる生業として自給自足の經濟にあるものの常態である。ギリシヤ人が交易することを以て同胞がお互に相欺く行爲だとペルシヤ王が輕蔑して言つてゐるのもその一例である。アリストテレスは

アリストテレスの理想國家論について

「吾々の既に言つたやうに、富をうるに二つの方法がある。一つは商業であり一つは家計である。後者は必要缺くべからざる、尊敬すべきものであるが、交易によるものは正しく非難されるべきものである。なぜならば、それは自然に従ふものでなく、(お互に)他からもをとるのだから」(Pol. 1258a 39—1258b 3)

といつてゐるのでも知られる。即ち物を積極的に産出することだけが生産であり、それが自然の道であると考へる。だから、既に生産されたものを交換することは、それによつては、何等積極的に物を増大することにならぬと考へるのである。そこで續いて彼はいふ。

「當然最も非難されるものは高利貸である。それは金錢から利益を得るからであり、それは金錢のつくられた(本然)から來るものではない。金錢は交換のためにつくられたのであるが、利子は金錢を増加させる。元來利子 τόκοςといふ字は産れたるものが産んだものに似るところから、金錢から産まれた金錢として利子が起つてゐる。だから之は金もうけの中でも最も自然に反したもの

である」(Pol. 1258b 3—9)

と。金錢は交換のために作られたものであるが、金錢自身は金錢を別に産出することはない。それだのに子供といふ意味の *folkos* といふ字を利子といふ意味につかつてゐる。それでは事實に即しないではないかといふのである。

兎に角、アリストテレスには交換の眞の意味が理解されてゐないのである。従つて何等積極的に生産することのない商業は排撃されたのである。そこで既に説いたやうに、「市民は工作を行ひ商業を營むべきではない。かくの如きは徳にとつて恥づべきものであり、有害である」と説かれるのである。そして自由市民にはかゝる經濟生活については全然傍觀者的態度をとることが要求されてゐる。

勿論當時の經濟状態は、大規模な生産をなすべき技術もなく、またその必要もなかつた。従つて大資本の流通もなく、その必要も感ぜられなかつた。ハアゼブレックは、古代ギリシヤには近代的意味における國民經濟はなかつたといつてゐるが、實際、穀物の大量輸入が問題となつた他には國民經濟と稱せらるべき面はなかつたのである。だから

アリストテレスにおいて此のやうな立場から經濟を説くところがなかつたとしても怪しむべきではない。けれどもそこに現實解剖に大なる缺陷があるのである。

五

元來アリストテレスはポリスのことを考へるのに、その小規模の雛型として家を考へ、萬事それを規準として論をすゝめてゐるやうである。

「人間は本來ポリス的につくられてゐる」(Pol. 1253a 4; Nic. Eth. 1097b 11)

といふ言葉は屢々説かれるのであるが、しかも

「人間は本來ポリス的であるのみならず、家をなすものである。」(End. Eth. 1242a 22)

「人間はポリス的といふよりも、本來配偶性 *Sundustikon*をもつてゐる。同様に家はポリスよりも早く、かつ一層必要である」(Nic. Eth. 1162a 17—19)

といつてゐるやうに、家の生活をより根源的なものとみてゐたのである。

かくして國家の經濟生活もそのづから家の經濟生活から
わり出されて來た。同じ思想を繼承した經濟論の作者も、
それ故に

「家政はその起源において國政に先行する。何故ならば
家は市の一部であり、その機能が先行するから」(Oeco-

nomica I. 132a B)

と云つてゐる。そして、家政は勤勞を奴隸の手に委ね、そ
れが自由人の生活のあり方であると考へる。(Pol. 1293b)
この考が國家、市民についても及ぼされるから、自由な市
民は本來生産は勤勞から解放されることにならざるをえな
い。

「支配すること to archon と自由 to eleutheron とは
すべての人間には此の性質から來る。此の情熱といふ性
質は支配慾であり、なかなか抑へ難いものだ」(Pol. 129
28a G)

と云つて、人間に旺盛な支配欲がある一方には、他人に支
配されざる自由もまた人間の情熱だとみてゐるのである。
支配しつゝ支配されないといふことの矛盾は、ギリシヤ人

アリストテレスの理想國家論について

一般にとつては矛盾ではなかつた。そしてアリストテレス
においても矛盾ではなかつたのである。それは先きにも引
いたやうに、國家が平等なる自由人の構成する社會であつ
て、それ等の自由人同士の間には、支配被支配の關係を見
出さず、支配被支配の關係は、同胞市民の間にはなくして
市民と不自由民との間に成立せしめようとするのである。
家において勤勞する奴隸の存する如く、國において農工商
の勤勞に従事するものは、市民層の埒外におかんとするの
である。

「(支配する者は)財の所有者でなければならぬ。な
ぜならば、市民たるものはよき状態になければならぬ
と。それが市民であるのである」(Pol. 1299a 18—20)
かくして既に説いた如く市民は生産的勤勞に従事すべき
でなく、かゝるものは市民とはなしえないことになるので
ある。市民が勤勞すべきでないといふ根據は

「徳を磨くためにも、また實際政治に參與するについで
も、閑暇 *scholē* が必要であるから」(Pol. 1329a 1—

20)

といふのである。かくして市民が閑暇をえて市民としての徳を錬磨して國政に參與し、幸福な生活を營みうるために生産的勤勞は可及的に市民以外の者、支配さるゝ者の手に委ねようとするのである。かくして國家は平等なる自由市民から成り、勤勞者を支配することによつて矛盾なからしめうるとするのである。

このやうなギリシヤ的偏見をあくまでも保持した結果として、經濟生活についても、専ら支配者は消費者としてあり、そのための生産が説かれるのみであつて、眞の經濟生活については何等の顧慮を拂はず、消費といふことの性格さへ考へないといふ結果となつた。この點は全くプラトーンと異なるところはなかつた。

政治生活についても、人間一般が本來ポリス的であるといひながら、人間一般に通ぜざる政治論となり終つたことも同様である。

「多くの形の政府がある理由は、各の國が多く要素から成つてゐるからである。即ち第一にすべての市は家からなつて居る、また大衆は、必ず、或者は富み、或者は

貧しく、或者は兩者の中間にある。また富める者は重歩兵となり貧しい者は武装をもたない。或は平民の一部は農業を營み、或者は商業を、或者は工業を營む。上層の者の間にも富めるあり貧しきがある。……のみならず門地の差があり、徳についても差がある云々」(Pol. 1289b-1290a)

現實の國家が、その歴史に従つて雑多な構成要素をもつて極めて複雑なことは、その他、いろいろの箇所指摘してゐるのである(Pol. 1261a, 23; 1274a, 5.; 1283a, 14;)。このやうな複雑な要素から、さまざまの生活が展開されてゆくのであるが、それ故にその生活の實相に従つて國家の構造と運営とが定められなければならない筈である。

然るに此のポリスの構造をその實相について考へようとしながら、それが何に由來するかを究めてゐないために、單に與へられたポリスの平面的な現象の叙説にとどまつた。ポリス成立の由來の究明について努力が足りなかつたばかりでなく、さういふことの必要を感じなかつたために生活の實相を根據として理論をすゝめることをしなかつ

た。おしきつていへばギリシヤ人には歴史といふものが實際にわからなかつたのである。それ故に、折角、諸國の制度を検討して、理想國建設へ向つてポジツヴな根據としようとしたにも拘らず、その意圖が達成されなかつたのである。眞に歴史的に制度を考へたならば、このやうな結果とはなりえなかつたであらう。

理想國家論ばかりでなく、經濟論にせよ政治論にせよ、それを論理的に検討し構成せんとする意圖は、理解しうるのであるが、現實をほんたうに歴史的なものととして考へなかつたために、生活そのものに超然として論理的に構成せんとした。そこにギリシヤ的思惟の致命的缺陷がある。

ポリスを家の單なる積集と考へたり、家庭の經濟と國家の經濟とを同一視するのも、觀念的な思索の結果である。國民經濟がなほ成立しえなかつたとしても、ポリスにおける現實の對内的、對外的諸條件を考ふるならば、それだけでも家とポリスとの政治經濟が、單に量的の差別にとどまらないことが知られるべき筈である。

そのやうに現實をはなれて觀念的にポリスを設計するか

ら、例へば一國が海上に交通するが有利であるか否かが問題とされるのである。(Pol. 1327^a11-29)。かくの如き問題は一つの國家にとつては必然の前提をもつべきである。即ち地形的にいふも、また經濟の現實についていふも、それが前提となつて海外交通の可否を論ぜられねばならないのに、アリストテレスの考は全然觀念的な類型の問題としてとりあげられてゐる。彼自身は具體的な實際問題から出發するつもりであるのに、知らず識らずの間に觀念の遊戯に墮ちてしまつたのであつた。

六

アリストテレスは此のやうな現實と觀念との間を出入してゐる。彼が人間の生活態度を論ずる時にもそれが理性的であるべきことを説いた。ところがこれを純理性の問題とせずして、實際の問題に觸れていつたために、個人と國家との撞着を來したのである。實際の問題を取扱はうとしては觀念に流れ、理論を扱はうとしては實際家たらんとする態度がそれを妨げるといふ趣がみられるのである。」

アリストテレスは人間の生のあり方を、一に享樂的 *bios adolasthikos*、二に現世的 *bios politikos*、三に冥想的 *bios theoretikos* の三つに分つてゐる (*Eth. Nic. I, 1095b 19*)。このやうな考へ方は、既にプラトンの説くところであり、

(*Prim. Politeia 531c*) それを繼承したものである。

ところが、個人について肉體的生よりも精神的生を重んずべきをとき、冥想の生活を最上とすべしといひ、此の點國家も亦同様であると結論する (*Pol. I, 1285b 5—6*)。個人がその生を全うするためには現實の政治生活から遁れるべしとソクラテスはいひ、プラトンは煩はしさをさける私生活を理想的な生と考へてゐる。これは當時の政治生活の實情が公私の生活の分離を大きくしてきたからである。更に社會生活の混濁した實情から、せめて私生活の淨化を計らねばならないとされてきたのである。ここに冥想の生が主張されたのであり、従つて冥想の生はその赴くところ公生活からの隱遁とならざるをえなかつたのである。個人が現實の政治生活よりも冥想の生活を最善として、實生活から隱遁するとすれば、國家の成立、國家の運営はどうなる

か。

此處に個人的生活と國家の生活との矛盾が考慮されなければならなくなる。

人間の幸福は閑暇のあることであり、政治生活は閑暇の少ないものであつて、理性の活動する生活、即ち冥想的生活はそれらの俗な政治生活にまさるのである。もとより前者は人間の生活するには餘りに高きに過ぐる生活ではあるが、何か神なるものの身にある限り不可能ではない。それこそ「他の徳を行ふよりもすぐれたものである」(*Eth. Nic. I, 1174a 12—1178a 8*)。といふのである。だから人間の個人としての生活と市民としての生活とは同じ目的を追求するといふアリストテレスの考は、此の點において兩立し難いものを含む。個人として最高の徳を實踐せんとすれば政治生活は不可能にあらざるをえないからである。

アリストテレスは、同一の人間が先づべき被治者となり次で治者となるべきだとつて (*Pol. I, 1333a 11—13*)。交互に休養すべき妥協方法を説いてはゐるが、結局、政治に専念することも出来なければ、冥想的生に専念することも出

來なくならざるをえない。イエガーは「かくて個人と國家とのアンティノミノがはじめて問題となつた」といつてゐるが (Jäger, Aristot. s. 395)、純粹な理性生活の問題と、生活現實の問題とを峻別しなかつたために生じた矛盾でもある。

之を要するに、アリストテレスは、理想國家の映像を描かんとしては、純粹な倫理學政治學經濟學の立場に影響され、純粹な學的な體系を組織するには、餘りにあるべき理

想に幻惑されたといつてよい。しかもそのいづれに進むにしても、もつと深き現實生活の地盤に立つべきであつた、それがなかつたために、諸現象の表面に浮ぶ形體を描寫しまたその形體描寫に終つたといふべきである。

唯、事物本來の性格如何といふところから出發してゐるのは一見、根柢的に物を洞察するかのやうにみえる。けれどもそのことは屢々獨斷的前提であるために、その方法が反つて考へ方を觀念的にする推進力となつた嫌ひなしとしないのである。

北部佛印の青銅器時代に就いて

梅 原 末 治

一

佛領印度支那に於ける考古學上の遺物遺跡に關する調査

研究は、前世紀の末年に遼東學院が設けられて以來組織的に行はれることになつて現在にまでつき、諸方面に輝しい業績を擧げてゐる。こゝに對象にとつたその北部の青銅